

# 浜益区高齢者福祉4施設及び浜益保養センター(浜益温泉)の管理・運営に関する仕様書

## 1 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり

### (1) 事業内容

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護等」という。)に係る入所生活支援。

法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)に係る入所生活支援。

老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護すること。

### (2) 職員配置

法第78条の4第1項及び第2項に規定する基準により、職員配置をすること。

### (3) 定員

短期入所生活介護等 3人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 20人

### (4) 短期入所生活介護等における利用料金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

法第41条第4項第2号及び第53条第2項第2号の規定により厚生労働大臣が短期入所生活介護等について定める基準により算出した費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

市長が適当と認める食事の提供に要する費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

市長が適当と認める滞在に要する費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

市長が適当と認めるその他日常生活に要する費用等の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を受ける場合の利用料金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

法第42条の2第2号の規定により厚生労働大臣が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について定める基準により算定した費用の範囲内で、指定管理者が定める額。

市長が適当と認める食事の提供に要する費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

市長が適当と認めるその他日常生活に要する費用等の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

### (6) 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を受けなければならない。

### (7) 指定管理者は、利用料金を減免するときは、あらかじめ市長が定める基準により行わなければならない。

### (8) 管理業務の範囲

建物、設備等の維持管理に関すること。

ア 施設の關鍵及び施設管理に関すること。

イ 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を図るとともに、事故発生の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等の緊急時に連絡・対応を確立すること。

ウ 施設内外の巡回、整理整頓など、入所者が常に良好な環境で施設を利用できるように努めること。

エ 冬季の除雪について、適宜、玄関前及び来所者の駐車スペースや屋根等の除雪を行い、必要な時点で排雪を行うこと。

オ 備品の管理については、適切に管理すること。

カ 火気の管理は、取扱いに十分注意し、設備の点検を定期的に行い、適切な管理に留意すること。

入退所の許可に関すること。

ア 施設の入退所の申込みの申請受付及びその許可を行うこと。なお、入退所に関する状況については、速やかに文書で報告すること。

イ 施設入所に関する入所基準・判定等の協議に関すること。

ウ 施設利用者が快適に利用できるよう、適切かつ必要な指導、助言を行うこと。利用料金の徴収に関すること。

ア 条例で定める利用料金を利用者に明確に表示、周知するとともに、利用料金を利用者から徴収すること。

イ 石狩市特別養護老人ホーム条例施行規則の規定に基づいて利用料金の減免、返還を適切に行うこと。

その他

ア 指定地域密着型サービスの事業所として、法を遵守し、円滑なサービス提供に努めること。

イ 入所者の要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、速やかに市へ内容を報告すること。

ウ 災害及び急病人や怪我人、犯罪等が発生した場合は、適切な措置を行い、市及び関係機関に対して、速やかに通報及び事故の報告を行うこと。

エ 施設運営に関する年度ごとの事業実施報告書の提出及び経理全般に関すること。  
業務に当たっての留意事項

ア 石狩市への連絡・報告を密にして計画的な業務を行うとともに、市と協力し事故防止に努めること。

イ 業務にあたっては、光熱水費等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行うこと。

ウ 市と指定管理者のリスク分担について（表1-1）

種類	項目	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
経済的	物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		

リスク	金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		
	資金調達	運転資金等の確保によるもの		
制度リスク	税制の変更	管理業務に直接影響を与える税制の変更によるもの	(協議)	(協議)
		一般的な税制の変更によるもの		
		租税公課の変更によるもの		
	法令の変更	管理業務に直接影響を与える法令等の変更によるもの	(協議)	(協議)
		一般的な法令等の変更によるもの		
		介護保険法の改正による介護報酬等の変更によるもの	(協議)	(協議)
許認可の取得	管理業務の遂行に必要な許認可取得			
	市の単独申請に係る許認可取得			
社会的リスク	地域住民への対応	管理業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの		
		上記以外の地域住民からの苦情又は要望に関するもの		
	環境の保全	管理業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの		
	第三者への賠償	施設の構造上の瑕疵による損害		
		管理業務上の瑕疵による損害		
政治・行政リスク	政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増又は収入減		
労災リスク	労務災害	業務従事者の労務災害等		
債務不履行リスク	債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		
再委託リスク	再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害		

不可抗力リスク	不可抗力 (天災、騒 乱、暴動、 その他の 市又は指 定管理者 のいずれ の責めに も帰すこ とができ ない現象)	事前に対策不可能な不可抗力に伴 う、施設・設備の修復に係る経費 の増加及び事業履行不能		(協議)
		事前に対策可能な不可抗力に伴 う、施設・設備の修復に係る経費 の増加及び事業履行不能	(協議)	
申請協 定リス ク	書類の誤 り	市作成資料(募集要項及び仕様書 等)の誤りによるもの		
		指定管理者作成書類(申請書及び 事業計画書)の誤りによるもの		
	申請費用	申請に係る費用の負担		
	協定書の 誤り	協定書の誤りによるもの	(協議)	(協議)
準備リ スク	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確 保及び訓練・研修等の実施その他 の準備行為		
	業務開始 の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるも の		
		指定管理者の責めに帰すべき遅延 によるもの		
維持管 理リス ク	施設・設備 の改修(現 状変更)	安全管理上必要とされる改修(現 状変更)		
		サービス向上のための改修(現 状変更)		
	施設・設 備・備品の 損害	経年劣化による定期取替・大規模 修繕、施設の増改築及び市が必要 と認めるもの		
		上記以外の施設管理・運營業務に よる消耗、小規模修繕及び指定管 理者としての注意義務を怠ったこ とにより発生した修繕		
		第三者の行為から生じたもので相 手方が特定できないもの(営業を 継続できる程度の小規模な修繕)		

		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		
施設運営リスク	需要変動	不可抗力等による利用者の急激な減少		(協議)
		上記以外の事由による利用者の減少		
	利用者への対応	管理業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの		
		上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの		
	資料等の損害（1件につき）	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1万円未満）		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1万円以上）		
		施設の構造上の瑕疵による損害		
		管理業務上の瑕疵による損害		
	セキュリティ	施設の構造上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生		
		管理業務上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生		
自主事業リスク	自主事業の実施	自主事業実施に伴い発生が想定されるリスク		
業務終了リスク	現状回復	指定管理期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物件の現状回復に伴うもの		
	業務引継ぎ	指定管理期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ		
	撤収	指定管理期間の終了又は指定の取消しに伴う撤収費用		

上記以外の事項については、適宜協議する。

(9) 秘密の保持・情報公開

指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密の属する事項の記録のうち電子計算機を用いて検索できるような体系的に構成された情報の集合物を市又は指定管理者以外の者に提供したとき

は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第37条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、業務に関して前2条の違反行為をした時は、その行為者が罰せられるほか、その指定管理者に対しても各本状の罰金刑が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者は個人情報の保護について、個人情報の適正な取り扱いの確保（石狩市個人情報保護条例第2章）及び個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（石狩市個人情報保護条例第3章）について、市と同様の義務を負うこととなることから、取り扱いには十分留意すること。

## 2 石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ

### (1) 事業内容

法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）に係る入所生活支援。

### (2) 職員配置

法第78条の4第1項及び第2項に規定する基準により、職員配置をすること。

### (3) 定員 7名

### (4) 利用料金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該料金について、市長の承認を受けなければならない。

居宅サービス費、法42条の2第2項第2号及び第54条の2第2号に規定する厚生労働大臣が認知症対応型共同生活介護等について定める基準により算定した費用の額

居室費	月額	20,000円
食材費	日額	900円
光熱水費	月額	12,000円
暖房料	月額	2,000円(11月から翌年4月まで)
食事の提供に要する費用	市長が定める額	
滞在に要する費用	市長が定める額	
その他日常生活に要する費用	市長が定める額	

### (5) 指定管理者は、利用料金を減免するときは、あらかじめ市長が定める基準により、行わなければならない。

### (6) 管理業務の範囲

建物、設備等の維持管理に関すること。

- ア 施設の開鍵及び施錠の管理に関すること。
- イ 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を図るとともに、事故発生の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等の緊急時に連絡・対応を確立すること。
- ウ 施設内外の巡回、整理整頓など、入所者が常に良好な環境で施設を利用できるように努めること。
- エ 冬季の除雪について、適宜、玄関前及び来所者の駐車スペースや屋根等の除雪を行い、必要な時点で排雪を行うこと。
- オ 備品の管理については、適切に管理すること。
- カ 火気の管理は、取扱いに十分注意し、設備の点検を定期的に行い適切な管理に留意すること。

入退所の許可に関すること。

- ア 施設の入退所の申込みの申請受付及びその許可を行うこと。なお、入退所に関する状況については、速やかに文書で報告すること。
- イ 施設入所に関する入所基準・判定等の協議に関すること。
- ウ 施設利用者が快適に利用できるよう、適切かつ必要な指導、助言を行うこと。利用料金の徴収に関すること。

- ア 条例で定める利用料金を利用者に明確に表示、周知するとともに、利用料金を利用者から徴収すること。
- イ 石狩市認知症高齢者グループホーム条例施行規則の規定に基づいて利用料金の減免、返還を適切に行うこと。

その他

- ア 指定地域密着型サービスの事業所として、法を遵守し、円滑なサービス提供に努めること。
- イ 入所者の要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を報告すること。
- ウ 災害及び急病人や怪我人、犯罪等が発生した場合は、適切な措置を行い、関係機関に対して、速やかに通報及び事故の報告を行うこと。
- エ 施設運営に関する年度ごとの事業実施報告書の提出及び経理全般に関すること。

業務に当たっての留意事項

- ア 市への連絡・報告を密にして計画的な業務を行うとともに、市と協力し事故防止に努めること。
- イ 業務に当たっては、光熱水費等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行うこと。
- ウ 市と指定管理者のリスク分担について

表 1 - 1 に同じ。

#### (7) 秘密の保持・情報公開

指定管理者が行う業務に従事している者、若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密の属する事項の記録のうち電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成された情報の集合物を市又は指定管理者以外の者に提供し

たときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第37条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、業務に関して前2条の違反行為をした時は、その行為者が罰せられるほか、その指定管理者に対しても各本状の罰金刑が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者は個人情報の保護について、個人情報の適正な取り扱いの確保（石狩市個人情報保護条例第2章）及び個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（石狩市個人情報保護条例第3章）について、市と同様の義務を負うこととなることから、取り扱いには十分留意すること。

### 3 石狩市シルバーホームはまなか荘

#### (1) 事業内容

石狩市シルバーホーム条例に基づき、以下の事業を行う。

高齢のため居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。

入居者（石狩市シルバーホーム条例第7条第3項に規定する入居者をいう。次号において同じ。）に対する相談、助言及び援助に関すること。

入居者と地域住民との交流に関すること。

その他市長が必要と認める事業。

#### (2) 定員 8名

#### (3) 利用料金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該料金について、市長の承認を受けなければならない。

居室費 月額 4,000円

需用費 月額 2,000円

暖房費 月額 3,000円（11月から翌年4月まで）

給食費 一食 300円

#### (4) 指定管理者は、利用料金を減免するときは、あらかじめ市長が定める基準により、行わなければならない。

#### (5) 管理業務の範囲

建物、設備等の維持管理に関すること。

ア 施設の關鍵及び施錠の管理に関すること。

イ 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を図るとともに、事故発生の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等の緊急時に連絡・対応を確立すること。

ウ 施設内外の巡回、整理整頓など、入所者が常に良好な環境で施設を利用できる



ように努めること。

エ 冬季の除雪について、適宜、玄関前及び来所者の駐車スペースや屋根等の除雪を行い、必要な時点で排雪を行うこと。

オ 備品の管理については、適切に管理すること。

カ 火気の管理は、取扱いに十分注意し、設備の点検を定期的に行い適切な管理に留意すること。

入退所の許可に関すること。

ア 施設の入退所の申込みの申請受付及びその許可を行うこと。なお、入退所に関する状況については、速やかに文書で報告すること。

イ 施設入所に関する入所基準・判定等の協議に関すること。

ウ 施設利用者が快適に利用できるよう、適切かつ必要な指導、助言を行うこと。利用料金の徴収に関すること。

ア 条例で定める利用料金を利用者に明確に表示、周知するとともに、利用料金を利用者から徴収すること。

イ 石狩市シルバーホーム条例施行規則の規定に基づいて利用料金の減免、返還を適切に行うこと。

その他

ア 入所者の要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を報告すること。

イ 災害及び急病人や怪我人、犯罪等が発生した場合は、適切な措置を行い、関係機関に対して、速やかに通報及び事故の報告を行うこと。

ウ 施設運営に関する年度ごとの事業実施報告書の提出及び経理全般に関すること。業務に当たっての留意事項

ア 市への連絡・報告を密にして計画的な業務を行うとともに、市と協力し事故防止に努めること。

イ 業務に当たっては、光熱水費等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行うこと。

ウ 市と指定管理者のリスク分担について

表 1 - 1 に同じ。

## (6) 秘密の保持・情報公開

指定管理者が行う業務に従事している者、若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密の属する事項の記録のうち電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成された情報の集合物を市又は指定管理者以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第37条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱い

には十分留意すること。

指定管理者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、業務に関して前 2 条の違反行為をした時は、その行為者が罰せられるほか、その指定管理者に対しても各本状の罰金刑が科せられる（石狩市個人情報保護条例第 40 条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者は個人情報の保護について、個人情報の適正な取り扱いの確保（石狩市個人情報保護条例第 2 章）及び個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（石狩市個人情報保護条例第 3 章）について、市と同様の義務を負うこととなることから、取り扱いには十分留意すること。

#### 4 石狩市高齢者生活福祉センター

##### (1) 事業内容

石狩市高齢者生活福祉センター条例及び石狩市老人デイサービスセンター条例に基づき、高齢者及び身体障害者の福祉の向上を目的として、事業を行う。

・石狩市はまますデイサービスセンター

サービス提供内容

ア 利用定員 月曜日から金曜日（15名） 土曜日（6名）

イ 営業日 月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に定める日及び年未年始を除く。）

ウ 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

エ サービス提供時間 午前 9 時 45 分から午後 4 時 00 分まで

オ サービス内訳 日常の援助・入浴の介護・機能訓練・日常動作訓練・送迎・健康チェック・食事の介護・相談、助言・家族介護教室

カ 利用料金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を受けなければならない。

(1) 居宅介護サービス費及び介護予防サービス費 法第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が通所介護及び介護予防通所介護について定める基準により算定した費用の額

(2) 市長が適当と認める食事の提供に要する費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

(3) 市長が適当と認める滞在に要する費用の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

(4) 市長が適当と認めるその他日常生活に要する費用等の額の範囲内で、指定管理者が定める額。

職員配置

法第 7 8 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準により、職員配置をすこと。

・居住サービスセンター

サービス提供内容

ア 定 員 8 名

イ 利用料金（1 月当たり）の額は下記に定める範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該料金について、市長の承認を受けなければならない。

(ア) 管 理 費 単身者 5,000 円  
夫 婦 7,500 円

(イ) 利用者負担額

対象収入による階層区分		金 額
A	120 万円以下	0 円
B	120 万円を超え 130 万円以下	4,000 円
C	130 万円を超え 140 万円以下	7,000 円
D	140 万円を超え 150 万円以下	10,000 円
E	150 万円を超え 160 万円以下	13,000 円
F	160 万円を超え 170 万円以下	16,000 円
G	170 万円を超え 180 万円以下	19,000 円
H	180 万円を超え 190 万円以下	22,000 円
I	190 万円を超え 200 万円以下	25,000 円
J	200 万円を超え 210 万円以下	30,000 円
K	210 万円を超え 220 万円以下	35,000 円
L	220 万円を超え 230 万円以下	40,000 円
M	230 万円を超え 240 万円以下	45,000 円
N	240 万円超	50,000 円
備考		
1 対象収入とは、前年（1 月から 6 月までの間にあっては前々年）の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。		
2 夫婦が 2 人部屋に入居する場合の対象収入は、当該夫婦の対象収入の合計額とする。		

(ウ) 電気料金（基本料金を除く。）は利用者負担とする。

(2) 管理業務の範囲

建物、設備等の維持管理に関すること。

ア 施設の開鍵及び施錠の管理に関すること。

イ 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を図るとともに、事故発生の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等の緊急時に連絡・対応を確立すること。

ウ 施設内外の巡回、整理整頓など、入所者が常に良好な環境で施設を利用できるように努めること。

エ 冬季の除雪について、適宜、玄関前及び来所者の駐車スペースや屋根等の除雪を行い、必要な時点で排雪を行うこと。

- オ 備品の管理については、適切に管理すること。
- カ 火気の管理は、取扱いに十分注意し、設備の点検を定期的に行い適切な管理に留意すること。

#### 設備点検項目

- ア 真空式温式ボイラー保守点検
- イ 貯水槽清掃
- ウ 消防用設備点検
- エ 自動制御機器保守点検
- オ 自動開閉扉装置保守点検
- カ 自家用電気工作物保守点検
- キ エレベーター保守点検
- ク 濾過機・滅菌機保守点検
- ケ 浴槽循環配管洗浄（水質検査含む）
- コ 浄化槽保守点検
- サ その他施設の維持管理に必要な業務

入退所の許可に関すること。

- ア 施設の入退所の申込みの申請受付及びその許可を行うこと。なお、入退所に関する状況については、速やかに文書で報告すること。
- イ 居住サービスセンターに関する入所基準・判定等の協議に関すること。
- ウ 施設利用者が快適に利用できるよう、適切かつ必要な指導、助言を行うこと。利用料金の徴収に関すること。

- ア 条例で定める利用料金を利用者に明確に表示、周知するとともに、利用料金を利用者から徴収すること。
- イ 石狩市高齢者生活福祉センター条例及び石狩市老人デイサービスセンター条例の規定に基づいて利用料金の減免、返還を適切に行うこと。

その他

- ア 指定通所介護事業所及び指定介護予防事業所として、介護保険法を遵守し、円滑なサービス提供に努めること。
- イ 利用者の要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を報告すること。
- ウ 災害及び急病人や怪我人、犯罪等が発生した場合は、適切な措置を行い、関係機関に対して、速やかに通報及び事故の報告を行うこと。
- エ 施設運営に関する年度ごとの事業実施報告書の提出及び経理全般に関すること。

業務に当たっての留意事項

- ア 市への連絡・報告を密にして計画的な業務を行うとともに、市と協力し事故防止に努めること。
- イ 業務に当たっては、光熱水費等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行うこと。

ウ 市と指定管理者のリスク分担について

表 1 - 1 に同じ。

(3) 秘密の保持・情報公開

指定管理者が行う業務に従事している者若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密の属する事項の記録のうち電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成された情報の集合物を市又は指定管理者以外の者に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第 37 条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第 40 条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、業務に関して前 2 条の違反行為をした時は、その行為者が罰せられるほか、その指定管理者に対しても各本状の罰金刑が科せられる（石狩市個人情報保護条例第 40 条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者は個人情報の保護について、個人情報の適正な取り扱いの確保（石狩市個人情報保護条例第 2 章）及び個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（石狩市個人情報保護条例第 3 章）について、市と同様の義務を負うこととなることから、取り扱いには十分留意すること。

5 石狩市浜益保養センター（浜益温泉）

(1) 事業内容

石狩市保養センター条例に基づき、市民の健康増進と福祉の向上及び観光の振興を図るため、保養センターの運営事業を行う。

休館日 毎月 1 日（その日が土・日曜日及び祝日にあたる時は、当該日後最初に到達する前記以外の日）ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を受けた上で、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間

ア 5 月から 9 月まで：午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分

イ 10 月から 4 月まで：午後 1 時 00 分から午後 8 時 00 分

ただし、月曜日は午前 10 時 00 分から午後 8 時 00 分とする。

入館料金

下記の基準以内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を受けなければならない。

ア 入館料

区分		金額
大人	1 人 1 日につき	500 円
小人		250 円

市内高齢者		250 円
<b>摘要</b> 1 「大人」とは、中学生以上の者(市内高齢者を除く)をいう。 2 「小人」とは、小学生をいう。 3 「市内高齢者」とは、本市に居住する 70 歳以上の者をいう。 4 小学生未満の者は、無料とする。ただし、保護者同伴とする。 5 本市に居住する規則で定める重度心身障害者は、無料とする。 6 入館料には、入湯税を含む。		

イ 貸室料

区分		金額
休憩室	1 人につき 2 時間以内	300 円
	1 人につき 2 時間を超え 1 時間を増すごとに	150 円

なお、以下に掲げるサービスについては、当面の間、それを継続するものとする。

(ア) 回数券	大人(中学生以上)	5,000 円
(11 枚綴り)	70 歳以上(市内在住)	2,500 円
	小人(小学生)	2,500 円
(イ) 会員券	大人(中学生以上)	25,000 円
(6 ヶ月)	70 歳以上(市内在住)	15,000 円
	小人(小学生)	12,500 円

(2) 管理業務の範囲

建物、設備等の維持管理に関すること。

ア 施設の開鍵及び施錠の管理に関すること。

イ 火災その他事故発生の防止について、万全の注意を図るとともに、事故発生の被害を最小限にとどめるよう努め、事故等の緊急時に連絡・対応を確立すること。

ウ 施設内外の巡回、整理整頓など、利用者が常に良好な環境で施設を利用できるように努めること。

エ 備品の管理については、適切に管理すること。

オ 火気の管理は、取扱いに十分注意し、設備の点検を定期的に行い適切な管理に留意すること。

カ 風呂の管理について注意を持って維持管理に努めること。なお、露天風呂の運営は5月から9月までを基本とする。

キ 冬季の除雪について、適宜、玄関前等の除雪を行い、必要な時点で排雪を行うこと。

ク その他市長が定める業務

利用料金の徴収に関すること。

その他

ア 条例に定める目的に沿ったサービス提供に努めること。

イ 利用者の要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、速やかに内容を報告すること。

- ウ 災害及び急病人や怪我人、犯罪等が発生した場合は、適切な措置を行い、関係機関に対して、速やかに通報及び事故の報告を行うこと。
- エ 施設運営に関する年度ごとの事業実施報告書の提出及び経理全般に関すること。  
業務に当たっての留意事項
- ア 市への連絡・報告を密にして計画的な業務を行うとともに、市と協力し事故防止に努めること。
- イ 業務に当たっては、光熱水費等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行うこと。
- ウ 市と指定管理者のリスク分担について

種 類	リスクの内容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令に基づく報告、 検査等	浜益保養センターの設置に伴う基本的なもの		
	上記以外		
法令・制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす 法令変更	(協議)	(協議)
	指定管理者に影響を及ぼす一 般的な法令変更		
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う 経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺地域・住民及び 施設利用者への対 応	地域との協調		
	施設管理・運營業務内容に対す る住民及び施設利用者からの 反対・訴訟・要望への対応		
	上記以外		
利用料金の收受	施設の入館料、貸室料その他利 用料金等の收受		
行政的理由による 事業変更	行政的理由から、施設の管理運 營業務の中止及び継続に支障 が生じた場合、又は業務内容の 変更を余儀なくされた場合の 経費及びその後の維持管理経 費における当該事情による増 加経費負担		(協議)
従業員の雇用	従業員を雇い入れたことによ り生じる一切の責任		
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類		

	の誤りによるもの		
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
資金、消耗品等の調達	施設の管理運営業務に必要な資金の調達及び消耗品等の調達		
保守点検等	施設の管理運営業務に基づく維持管理、保守点検		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生への対応		
施設・設備の損傷	経年劣化による定期取替・大規模修繕、施設の増改築及び市が必要と認めるもの		
	上記以外の施設管理・運営業務による消耗、小規模修繕及び指定管理者としての注意義務を怠ったことにより発生した修繕		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（営業を継続できる程度の小規模な修繕）		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（（営業を継続できる程度の小規模なもの）		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		



	上記以外の理由により損害を与えた場合		
事業開始・終了時の費用	指定管理業務の開始、期間の終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

(3) 秘密の保持・情報公開

指定管理者が行う業務に従事している者、若しくは従事していた者が正当な理由がないのに、個人の秘密の属する事項の記録のうち電子計算機を用いて検索できるような体系的に構成された情報の集合物を市又は指定管理者以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第37条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が、業務に関して前2条の違反行為をした時は、その行為者が罰せられるほか、その指定管理者に対しても各本状の罰金刑が科せられる（石狩市個人情報保護条例第40条）ことから、取り扱いには十分留意すること。

指定管理者は個人情報の保護について、個人情報の適正な取り扱いの確保（石狩市個人情報保護条例第2章）及び個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（石狩市個人情報保護条例第3章）について、市と同様の義務を負うこととなることから、取り扱いには十分留意すること。

6 訪問介護事業所の開設及び運営（自主事業）

サービス提供内容

ア 営業日 月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に定める日及び年末年始を除く。）

イ 営業時間 午前8時45分から午後5時15分まで

ウ サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分まで

エ サービス内訳 身体の介護・生活援助及び訪問介護計画の作成等に関すること。

オ 利用料金の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

職員配置

介護保険法第74条第1項及び第2項に規定する基準により、職員配置をすること。